明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六一）　一
〔告　示〕
○保安林の指定をする件（農林水産一一八五～一二六六）　六
○保安林の指定を解除する件（同一二六七～一二八六）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二八七～一三四三）　三〇
〔人事異動〕
農林水産省　林野庁　水産庁　三一
〔官庁報告〕
官庁事項
技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について（厚生労働省）　三五
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三六
裁判所
破産、免責関係　三九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人土木研究所の役員の任命の公表関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四三
会社その他
会社決算公告　五〇

省　令

○厚生労働省令第六十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条の二第一項、第二十八条第三項第一号及び第四項、第三十条第三項第二号及び第五項、第三十条の二第一項、第四十五条第二号及び第三号並びに第九十九条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号イ中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、第十四条第一項第七号イ、第三十六条の二の二第一項第七号イ及び第三十六条の二の三第一項第七号イ中「、第三号若しくは第四号」を「、第四号若しくは第五号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

第三十六条の五を次のように改める。

第三十六条の五　指導員訓練の訓練課程は、その種類を指導員養成訓練及び指導員技能向上訓練とし、次の表の上欄に掲げる指導員訓練の種類に応じ、同表の下欄にそれぞれ定めるとおりとする。

指導員訓練の種類	訓練課程
指導員養成訓練	長期養成課程
	短期養成課程
	職種転換課程
	高度養成課程
指導員技能向上訓練	研修課程

第三十六条の六の見出し中「長期課程」を「長期養成課程」に改め、同条第一項中「長期課程の指導員訓練」を「長期養成課程の指導員養成訓練」に改め、同項第一号中「高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者」を「総合課程若しくは応用課程の高度職業訓練を修了した者、学校教育法による大学（短期大学を除く。第三十八条において同じ。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者」に改め、同項第二号中「教科」の下に「、訓練の実施方法」を加え、「、単位数」を削り、同項第三号中「三十人」を「二十人」に改め、同条第二項中「専門課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者」を「総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者」に、「長期課程の指導員訓練」を「長期養成課程の指導員養成訓練」に改め、「その者が受けた」の下に「総合課程、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（短期養成課程の訓練基準）

第三十六条の六の二　短期養成課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一　訓練の対象者は、法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者、第六十一条に規定する一級の技能検定若しくは法第四十四条第一項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定（以下「単一等級の技能検定」という。）に合格した者であつて厚生労働大臣が指定する講習を受けていないもの（以下「指定講習受講資格者」という。）、職業訓練において訓練を担当しようとする者若しくは担当している者又は法第二十八条第一項の職業訓練指導員免許を受けた者とすること。

二　訓練科は、別表第十一の免許職種の欄に掲げる免許職種に関する科及び職業能力開発総合大学校の長が定める訓練科とすること。